

船舶事故調査報告書

令和5年8月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年5月24日 15時17分ごろ
発生場所	京浜港横浜第5区本牧ふ頭A突堤第5バース 横浜貯木場防波堤灯台から真方位071°1,230m付近 (概位 北緯35°26.9′ 東経139°40.4′)
事故の概要	貨物船GRANDE FORTUNAは係留中、また、ロールオン・ロールオフ貨物船TAIKLIは離岸作業中、TAIKLIがGRANDE FORTUNAに衝突した。
事故調査の経過	令和4年6月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 GRANDE FORTUNA（パナマ共和国籍）、9,984トン 9561643（IMO番号）、GREAT PINE LIMITED S.A. B ロールオン・ロールオフ貨物船 TAIKLI（パナマ共和国籍）、 9,984トン 9561629（IMO番号）、UNICORN SUCCESSOR S.A.
乗組員等に関する情報	A 船長A（フィリピン共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長 (パナマ共和国発給) B 船長B（ベトナム社会主義共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部ハンドレールに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aほか17人（全員フィリピン共和国籍）が乗り組み、本牧ふ頭A突堤第5バースの北側に船首を南南西方に向けて右舷着けで係留し、荷役中、A船の左舷船首部にB船の右舷中央部が衝突した。 B船は、船長Bほか19人（全員ベトナム社会主義共和国籍）が乗り組み、本牧ふ頭A突堤第5バースの南側で、左舷錨を投下し、A船の船首から約50m前方に船首を南南西方に向けて右舷着けで係留し、荷役を終え、離岸作業を始めた。 船長Bは、左舷船尾部にタグラインを1本取り、右舷船首スプリングラインを残して他の係留索を全て放したのち、左舷錨鎖をたるませたまま、船尾を左方に振ろうと思い、タグボートで左舷正横方に引かせていたところ、左舷船首方から風速約10m/sの風を受けて船体が後進し始め、右舷船首スプリングラインが破断した。

	<p>船長Bは、左舷錨の巻き上げを指示して主機を前進とし、タグボートで左舷正横方に引かせ続けたものの、B船がA船に衝突した。</p>
分析	<p>A船は、本牧ふ頭A突堤第5バースの北側に船首を南南西方に向けて右舷着けで係留して荷役中、A船の左舷船首部にB船の右舷船首部が衝突したものと推定される。</p> <p>B船は、本牧ふ頭A突堤第5バースの南側から離岸作業中、船長Bが、右舷船首スプリングラインを残し、タグボートを左舷正横方に引かせていたところ、左舷錨鎖をたるませたままであったことから、左舷船首方から風速約10m/sの風を受けて船体が後進し始めた際に船首スプリングラインが破断しB船が後進を続け、B船がA船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が本牧ふ頭A突堤第5バースの北側に係留して荷役中、また、B船が同バースの南側から離岸中、船長Bが、右舷船首スプリングラインを残し、タグボートを左舷正横方に引かせていたところ、左舷錨鎖をたるませたままであったため、左舷船首方から風速約10m/sの風を受けて船体が後進し始めた際に船首スプリングラインが破断し、B船が後進を続け、B船がA船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、離岸する際には、風等の外力の影響を見極めてから係留索を放していくこと。 ・ 船長は、岸壁の反対側から風のある状況で離岸する際には、あらかじめ錨鎖を巻いて錨鎖に適切な張力をもたせて離岸し、錨鎖に常に適切な張力が掛かるよう保持し、風による影響を少なくして係留索に過大な負荷が掛からないようにすること。